

◆ マイナンバー（個人番号）の記入について

平成28年7月1日より特定医療費（指定難病）の支給認定申請にあたり患者等のマイナンバー（12桁の個人番号）の記入が必要となります。

マイナンバーの記入が必要となる方は、患者及び患者の保護者（患者の保護者が申請者の場合のみ）です。（※医療保険上の世帯員については当分の間、マイナンバーの記入を任意とします。）

申請の際には、患者等の「個人番号が確認できる書類」及び「本人確認ができる書類」の提示（郵送、代理申請の場合は写しの提出）が必要となりますので、ご準備願います。

※ 新規申請等の際に申請書にマイナンバーを記入し、各確認書類を提示された方については、その後の更新・変更申請等の際には確認書類の提示は不要です（ただし、マイナンバーに変更のある場合を除く）。

（個人番号の記入が必要な申請）

○：必須 △：任意

申請区分	患者本人	代理人 （申請者が患者の保護者の場合のみ）	支給認定基準世帯員
新規申請・更新申請	○	○	△
変更申請	○	○	△（※1）
変更届	○	○	△（※2）

※1 自己負担上限月額の変更を行う場合のみ

※2 加入医療保険の変更を行う場合のみ

（個人番号の真正性及び身元確認を行うための書類）

個人番号が確認できる書類 （真正性確認書類）	本人確認ができる書類 （身元確認書類）
個人番号カード	個人番号カード
通知カード	① 運転免許証、旅券、身体障害者手帳など顔写真があるもののうち1つ
個人番号が記載された住民票の写し（※）	② 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童手当証書、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（住民票）のうち2つ

※ マイナンバーの提示が不要な方が記載された住民票は真正性確認書類として使用できません。真正性確認書類として住民票を使用する場合は、該当者のみのマイナンバーが記載された住民票の写しをご準備ください。

（マイナンバーの記入対象者及び添付書類の確認方法）

申請者	マイナンバー記入対象者・添付書類の確認方法		
	患者	申請者	医療保険上の世帯員
患者本人	要記入・窓口確認(※1)	いずれも不要	任意(※2)
代理人（保護者）	要記入・要写し提出	要記入・窓口確認(※1)	任意(※2)
代理人（保護者以外）	要記入・要写し提出	いずれも不要	任意(※2)
代行者（使者）	要記入・要写し提出	いずれも不要	任意(※2)

※1 各保健所窓口にてマイナンバーの真正性確認及び身元確認を行います（郵送の場合は、写しの提出が必要です）。

※2 申請書に医療保険上の世帯員のマイナンバーを記入する場合、記入した方全ての個人番号カード等の写しの提出が必要となります。